

記 録

令和5年日向市農業委員会7月臨時総会議事録

令和5年7月20日（木）

記 録

令和5年日向市農業委員会7月臨時総会議事録

令和5年日向市農業委員会7月臨時総会を令和5年7月20日（木）午前10時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番（仮議席11番）	股野満男	2番（仮議席9番）	細川豪邦
3番（仮議席3番）	甲斐英教	4番（仮議席10番）	前川ふじ子
5番（仮議席8番）	平野直樹	6番（仮議席14番）	山本孝志
7番（仮議席2番）	海野善文	8番（仮議席5番）	鈴野浅夫
9番（仮議席7番）	治田健	10番（仮議席12番）	松木親則
11番（仮議席13番）	山本恵子	12番（仮議席4番）	黒木耕作
13番（仮議席1番）	池田慶子	14番（仮議席6番）	新名浩

欠席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩	主任主事	黒木信介

日程第1 議事録署名者の指名

7番（仮議席 2番）海野善文委員

13番（仮議席 1番）池田慶子委員

日程第2 議案審議

議案第1号 会長の選任について

議案第2号 会長代理の選任について

議案第3号 議席の決定について

議案第4号 事務局職員の異動に関する任免について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 農地部会及び農政部会の決定について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

13 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

事務局長

それでは、ただいまから、令和 5 年 7 月、臨時総会を開会します。
開会に先立ちまして、十屋幸平市長よりあいさつをお受けします。
それではよろしく申し上げます。

市長

皆さま、おはようございます。
本日は、お忙しい中、日向市農業委員会臨時総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
また、平素から市政各般にわたり、格別なるご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。
まず、開会に先立ちまして、この度、九州豪雨をはじめ、全国各地で発生しました豪雨災害によりまして、被害に遭われました皆様方に対し、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を、皆様と共に祈りを申し上げたいとそうように思っております。
皆さまには、本市農業の振興発展と、農業行政の円滑なる推進にご尽力いただくことにより、市民の期待も非常に大きなものがございます。
さて、わが国の食料・農業は経済のグローバル化の中で海外に依存することが大きく、近年の世界的な気候変動による食料生産の不安定化や世界的な食料需要の拡大のもと、ロシアのウクライナ侵攻が加わり、食料安全保障のターニングポイントに直面しております。
このような中、令和 5 年 4 月から施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農業委員会はおおむね 10 年後の耕作者を農地一筆ごとに明らかにし、地域が目指す農地利用の姿を具体化する地域計画の基となる目標地図の素案づくりに取りかかることとなっており、目標地図が今後の地域農業が持続的に発展するための大切な設計図となり、この積み上げが取りも直さず食料安全保障の確立に直結するものと考えております。
皆さまには、日頃より、農業者からの相談業務や農地の集積及び遊休農地の発生防止のための農地パトロールなどの様々な活動を積極的にしていただいているところであり、ますます農業委員会の活動が大変重要であると考えております。
農業委員としての使命と誇りを胸に、一致協力のもと委員会機能を最大限にご発揮いただきまして、農業の振興発展に、より一層のご尽力とご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。
本日の総会では、会長・会長代理の互選をはじめとした、大変重要な案件をご決定いただくことになっており、十分なるご審議を賜り実りある会議となりますようお願い申し上げます。
結びに、日向市農業委員会のますますのご発展と委員の皆様方の一層のご活躍、並びにご健勝・ご多幸を心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますがあいさつにかえさせていただきます。
本日はどうぞよろしく願いを申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。
続きまして、ご来賓の日向市議会議長の松葉進一さまよりごあいさつをいただきます。
それではよろしく申し上げます。

市議会議長

おはようございます。ご紹介いただきました、市議会議長の松葉でございます。議会を代表いたしまして一言ごあいさつ申し上げます。
本日この農業委員に任命されました 14 名の皆さま、このたびのご就任、誠

記 録

- 市議会議長 | におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。
現在、農業従事者の皆さまは、高齢化や後継者・担い手不足といった課題に直面しながら、耕作放棄地などへの対応にも力を注いでおられます。
また、食の安全安心も強く求められる中、地産地消や食育、6次産業化やブランド化など、農業の啓発・普及、経営効率化に向けて取り組まれるとともに、伝承された技術と経験を活かしながら、時代に即した農業経営に努力されておられます。
言うまでもなく農業は、食料を安定的に供給することはもとより、国土の保全、水資源の涵養など多面的な公益的機能を有しており、国民生活を支える我が国の重要な基幹産業でありますので、本市の農業を支え、安定した生産等を推進していくためにも、皆さま方の知識と技術を活かしたご活躍には大きな期待が寄せられているものと存じます。
どうぞ、今後も委員としての使命と誇りを胸に職務に精励され、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、本市の農業発展にご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。
さて、ここ数年は、コロナ禍による影響や、原油価格の高騰による燃料や資材関係の価格上昇等により、農業経営に大きな影響が生じ、厳しい経営にあると伺っております。
こうしたことから、私ども市議会といたしましても、先般の6月議会を含め、これまで数次にわたる農業経営支援事業にかかる補正予算を議決して参りましたが、これらの状況を重く受け止め、市民の生命、生活及び地域経済における対応について、引き続き努力して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
結びに、日向市農業委員会のますますのご発展と、地域における農政リーダーとしての皆さま方のさらなるご活躍・ご健勝を祈念しまして、ごあいさついたします。
本日はどうもおめでとうございます。
- 事務局長 | ありがとうございます。
ここで、市長並びに議長は、公務のために退席いたします。
お忙しい中ありがとうございます。
会場設営を行いますので、しばらく休憩します。

(休憩)
- 事務局長 | それでは、休憩前に引き続き再開いたします。
改めまして、おはようございます。事務局長の多田でございます。
日向市農業委員会事務局会議規則第3条第1項に会議は会長が招集するとあります。任命後に初めて行われる会議であり、会長はまだ決まっておりません。
まず、臨時議長を決め、会議を進行していきたいと考えております。
なお、市議会では、改選後の議会では、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
本会においてもそれにならうことにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
- 全委員 | (異議なし)
- 事務局長 | ありがとうございます。
それでは、委員の中で、股野満男委員が年長でありますのでよろしくお願いいたします。

臨時議長 皆さまおはようございます。ご指名がありましたので、議長席に着かせていただきます。これから、新会長並びに会長代理を決めるということになっております。

最初に、議事の進行上、仮議席を指定しております。仮議席はただいま着席の議席を指定します。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に仮議席1番池田慶子委員、仮議席2番海野善文委員を指名します。よろしくお願ひします。

ここで休憩します。

(休憩)

臨時議長 それでは休憩前から引き続き会議を再開します。

議案第1号、会長の選任についてであります。この件に関しまして、質疑等はございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りします。

会長の選任につきましては指名推薦でよろしいでしょうか。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので会長の選任については、指名推薦とします。

それではどなたか意見等はございませんでしょうか。

仮議席
1 4 番委員

仮議席1 4 番委員です。股野満男委員を推薦します。

臨時議長 ただいま推薦の発言がございましたが、賛成の人は、挙手をお願いしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

(全員挙手)

臨時議長 それでは全員賛成ということですので、選出の方法は、指名推薦で行ったとおり、臨時議長の私が会長ということで、決定させていただきます。

皆さまどうもありがとうございます。

会長

それでは、簡単にごあいさつを申し上げたいと思ひます。

先ほど、十屋市長並びに松葉日向市議会議長から、ごあいさつをいただいたところですが、地方の農業は大変厳しい状況になっております。まず、農業従事者が、高齢化しており、農地そのものの維持が難しくなっております。地方の農業については、様々な問題点があろうかと思ひますが、農業を専業で行っても、なかなか経済的に豊かにならないといったようなことが一番の原因かと思ひます。

また、農業者の後継者がいないといった問題もあります。そのため、農地を効率良く活かそうとする農業委員会の活動も難しくなっております。

私も、何とか後継者を育てようと必死になって取り組んでいるところですが、皆さまもご存知のとおり、農業に関する様々な面の経費が増加しております。例えば、化学肥料20kgの価格も、以前と比較して、150%から180%位の価格まで高騰しております。加えて、施設にかかる諸経費も増加しております。施設園芸も厳しい状態になってきています。

記 録

- 会長 それから、私が3年前に和牛飼育を始めた当初は、仔牛の価格は1頭あたり大体70万円から80万円でした。しかし、先日の小林地区や児湯地区の1頭平均価格が、50万円を切るといったようになってきております。
飼料代が高くなり、生産した仔牛の価格が逆に安くなるといった状況で、本来正比例するべきものが反比例してしまっており、畜産業も困難な状態になってきつつあります。
そういった状況のため、農業活動は、これからますます厳しくなってくると思いますが、皆さまと3年間一緒に行う活動を通じて、様々な諸問題の解決ができればと思っています。今後ともよろしくお願いたします。
- 臨時議長 ただいま、会長が決定しましたので、以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了します。ご協力いただき誠にありがとうございました。
ここで休憩します。なお、再開後の会議の進行は、新会長が行いますので、よろしくお願いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは休憩前から引き続き会議を再開します。
議案第2号会長代理の選任についてであります。
会長代理の選任については、会長の選任方法と同様の方法で行います。
指名推薦の場合、どなたか会長代理として、委員の中から推薦をいただくようになっておりますが、ここで会長の私から発言させてもらってもよろしいでしょうか。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 それでは私の方から細川豪邦委員を指名したいと思いますよろしいでしょうか。
賛成の方は、挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、細川豪邦委員を会長代理に決定しました。
それではここで、会長代理に就任されました細川豪邦委員より、ごあいさつをお願いしたいと思います。
- 会長代理 会長代理に就任しました細川です。前期に引き続いての就任になりますが、今後ともよろしくお願いたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは続きまして、議案第3号議席の決定についてであります。
会議規則により議席をくじで定めるとなっておりますので、ただいまからくじを引いていただき、議席を決定します。それではくじの方法について事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 ただいまから、議席の決定のくじを行います。
くじを引く方法について、引く順番は現在の仮議席の順番にくじを引いていただきます。くじの番号が議席の番号となります。
また、議席の1番は会長、議席の2番は会長代理ですので、3番から14番までの番号となります。

(くじをひく)

事務局長 それでは議席番号とお名前を報告します。
 3番甲斐英教委員、4番前川ふじ子委員、5番平野直樹委員、6番山本孝志委員、7番海野善文委員、8番鈴野淺夫委員、9番治田健委員、10番松木親則委員、11番山本恵子委員、12番黒木耕作委員、13番池田慶子、14番新名浩委員。
 以上になります。

議長 ただいまくじの結果が報告されましたが、事務局長から報告がありました番号が委員の議席になります。
 ここで休憩します。ただいま報告のありました番号の議席に移動をお願いします。

(休憩)

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。
 次に議案第4号事務局職員の異動に関する任免についてです。それでは事務局長に説明をお願いします。

事務局長 事務局職員の異動に関する任免についてであります。
 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免については、農業委員会が行うことになっています。
 ただ、市長部局との日程に応じ、臨時総会を開催し、事務局職員の任免を議決し、かつ辞令交付を行うことが困難です。よって、事務局職員の異動が生じた場合は、その任免については、本日から任期満了の令和8年7月19日まで会長にその任免を一任し、事後の総会においてその内容を報告するものです。
 以上になります。

議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
 ないようですのでお諮りします。
 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので原案のとおりとします。
 次に、議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局長補佐 議案第5号農地利用最適化推進の委嘱についてです。
 農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会が委嘱しなければならないとされています。
 農地利用最適化推進委員の募集に関しては、農業委員の募集と同時に、市長が委嘱または任命した日向市農業委員会委員候補者等選考委員で構成された委員会にて選考され、その選考結果及び担当地域は、別紙の名簿のとおりです。
 順番にお名前と担当区域を読み上げます。
 黒木義行さん、担当区域第1区(日知屋・細島)

記 録

- 事務局長補佐 菊田泰徳さん、担当区域第2区（富高・新町）
黒木藤市さん、黒木豊喜さん、佐藤力さん、担当区域第3区（塩見・財光寺）
黒木敬治さん、児玉克朗さん、溝口一文さん、担当区域第4区（平岩・幸脇）
河野美紀さん、黒木博さん、田代百合子さん、担当区域第5区（美々津・寺迫）
岩田政詞さん、担当区域第6区（福瀬）
橋口泉さん、担当区域第7区（小野田・鶴野内）
伊東松実さん、担当区域第8区（迫野内・八重原）
海野茂実さん、担当区域第9区（田野・羽坂）
山口佐知男さん、担当区域第10区（仲深・坪谷・越表）
以上になります。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 議長 全員賛成ですのでこの件は原案のとおり決定します。
最後に、議案第6号農地部会及び農政部会の決定についてです。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局長補佐 議案第6号農地部会及び農政部会の決定についてであります。
事務局案としまして、農地部会及び農政部会の構成は別紙の記載のとおりであります。部会の任期は1年6か月です。
また、午後から委嘱状交付式を行いますので、委嘱状交付式後に、それぞれ部会にわかれていただき、部会長等をそれぞれで決めていただきます。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
- 12番委員 12番です。前任期までは農業委員も担当地域が決まっていたと思うのですが、これについては協議の必要はないですか。
- 事務局 原則、転用や現地確認する際について、今期から農業委員の担当区域を定めておりませんので、4月はどなた、5月はどなたといった輪番制で考えています。
- 12番委員 12番です。もう農業委員については、担当地域を考えなくていいということですか。
- 議長 担当区域については、前々回の定例総会で、農業委員は担当区域を設けず、現地調査は以前のような輪番制ということになっています。
- 事務局長補佐 農地パトロールについては、それぞれお住まいの区域でお願いすることになります。農地の転用や申請に対して案件が出た際は、輪番制で、居住区域ではない地域であっても、担当の時には、現地調査へ行っていただきます。仮に、坪谷にお住まいの委員であっても、富高の本谷へ行き、また、亀崎にお住まいの委員が田の原に行くことになります。議事録署名委員も順番に輪番で回していますので、現地確認も輪番で回したいと考えているところです。

- 10番委員 10番委員です。担当区域がないということですが、自分の住む近くの住民の方々から農地転用や地目変更したいなど相談があると思います。
そういった相談を受けた際は、最適化推進委員へ相談してくださいと伝えることになるのでしょうか。
- 議長 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 近くの方から相談を受けたときには、農業委員も最適化活動を行うという体制になっておりますので、基本そのままそのまま相談を受けていただいて、担当区域の最適化推進委員にも情報共有するということが、後でご連絡をいただきたいと思っております。
相談者の方は、農業委員と推進委員の区別がよくわからないということで、自分の知っている委員へ相談に来ることは多々あると思われまして。
その際、自分は担当ではなく推進委員へ相談してほしいと対応してしまうと、相談者へ悪い印象を与えてしまうところもあると思っております。
そのため、農業委員が可能でしたらそのまま相談を受けていただいて、継続するような案件でしたら、推進委員と一緒に対応していただき、現地と一緒に確認するといった対応で進めていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 10番委員 10番委員です。農業委員は、居住区以外の土地の案件にも対応することになるのですか。
- 事務局 農業委員は、日向市の地域全般で最適化活動を行うこととなりますので、担当区域をあえて設けることにはなりません。例えば、富高地区の知人から松木委員に相談に来た際は、そのまま相談を受けていただき、美々津地区の方から相談があった際も、そのまま相談を受けていただき、担当の推進委員にも情報共有をしていただくこととなります。
居住区域を超えた相談を受けていただき、推進委員への情報共有もその都度お願いしたいと思っております。
- 3番委員 3番委員です。令和2年以前は、農業委員の現地確認は、輪番制で担当していたということでしょうか。
- 事務局 令和2年からの3年間は、農業委員にも居住区域の担当地区を決めて、転用案件への現地調査をお願いしていますが、今期からは、地区担当の推進員だけに来ていただき、農業委員は輪番制で担当になった委員が参加するということがお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
令和2年以前は、輪番制で現地確認を行っていたとのことですが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大などの影響から、十分に集まることもできず、農業委員と推進委員の区別があまりつかないような状態で活動を続けてきたところもありますので、以前の形に戻し、農業委員については、毎月交代の輪番制での現地確認をよろしく申し上げます。
- 3番委員 3番委員です。最適化活動報告書について、農業委員は提出が不要となるのでしょうか。
- 事務局 農業委員にも最適化活動報告書を提出していただきます。
- 事務局局長補佐 詳細につきましては、13時以降に行われるオリエンテーション時に、推進

記 録

- 事務局長補佐 委員 16 名にも改めてご説明をいたしますのでよろしくお願いします。
- 議長 平たく言えば、農業委員会事務局の方に農地法 3 条、4 条、5 条申請といった案件があがってきます。
それに基づき、現地調査が必要になってきた場合には、農業委員の中で、毎月指名された方が、市内全域を回ってもらうことになります。これは前々回の総会で決定した事項になります。
- 議長 他に質問等ございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
それでは、議案第 6 号農地部会及び農政部会の決定につきまして、原案とおり、賛成という方は、挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは全員賛成ですので原案のとおりとします。
その他ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。